

基本利用料額表

(平成27年4月1日以降適用)

	階層区分		利用料(月額・単位:円)			
	対象収入		サービス提供費	生活費	管理費	合計
1	1,500,000 円以下		10,000	43,700	9,100	62,800
2	1,500,001 円～	1,600,000 円	13,100	43,700	9,100	65,900
3	1,600,001 円～	1,700,000 円	16,100	43,700	9,100	68,900
4	1,700,001 円～	1,800,000 円	19,100	43,700	9,100	71,900
5	1,800,001 円～	1,900,000 円	22,200	43,700	9,100	75,000
6	1,900,001 円～	2,000,000 円	25,200	43,700	9,100	78,000
7	2,000,001 円～	2,100,000 円	30,200	43,700	9,100	83,000
8	2,100,001 円～	2,200,000 円	35,300	43,700	9,100	88,100
9	2,200,001 円～	2,300,000 円	40,300	43,700	9,100	93,100
10	2,300,001 円～	2,400,000 円	45,400	43,700	9,100	98,200
11	2,400,001 円～	2,500,000 円	50,400	43,700	9,100	103,200
12	2,500,001 円～	2,600,000 円	57,500	43,700	9,100	110,300
13	2,600,001 円～	2,700,000 円	64,600	43,700	9,100	117,400
14	2,700,001 円～	2,800,000 円	71,600	43,700	9,100	124,400
15	2,800,001 円～	2,900,000 円	78,700	43,700	9,100	131,500
16	2,900,001 円～	3,000,000 円	85,800	43,700	9,100	138,600
17	3,000,001 円以上		90,100	43,700	9,100	142,900

注1 この表における「対象収入」とは、前年の収入（社会通念上収入として設定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入を言います。

注2 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万以下に該当する場合の夫婦それぞれの事業費徴収額については、前項表の額から30パーセント減額した額とします。この場合100円未満は切り捨てるものとします。

注3 電気使用料は入居者の負担で各室の電気使用量をメーターにより計算します。

注4 水道料は月額基本料として、月1500円、在室14日未満の場合1000円となります。

注5 冬期加算として11月～3月まで期間暖房費として月1,930円を徴収します。

注6 電話の外線は個人の契約になります。